開成町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月31日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第16号

開成町税条例の一部を改正する条例

開成町税条例（昭和50年開成町条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（納税証明事項等） 第８条　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。 ２　（略） ３　（略） （軽自動車税の納税義務者等） 第27条　軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。 ２　前項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第２項に規定する	（納税証明事項等） 第８条　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。 ２　（略） ３　（略） （軽自動車税の納税義務者等） 第27条　軽自動車税は、軽自動車（法第442条第５号に規定する軽自動車をいう。以下、軽自動車税について同じ。）のうち、３輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（法第442条第３号に規定する軽自動車等をいう。以下、軽自動車税について同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって、それぞれ課する。 ２　前項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第２項に規定する

改正後	改正前
	者を含まないものとする。
２　軽自動車等の所有者が法第445条第１項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項　の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。	３　軽自動車等の所有者が法第445条第１項の規定により種別割　を課することができない者である場合には、第１項の規定にかかわらず、その使用者に　課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。
（軽自動車税のみなす課税）	（軽自動車税のみなす課税）
第27条の２　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には　、買主を　軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	第27条の２　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下、この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を　軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	２　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を３輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。
	３　法第444条第３項に規定する販売業者等（以下、この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した３輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した３輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。
	４　法の施行地外で３輪以上の軽自動車を

改正後	改正前
	取得した者が、当該３輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該３輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を３輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。 （環境性能割の課税標準） 第27条の３　環境性能割の課税標準は、３輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。 （環境性能割の税率） 第27条の４　環境性能割の税率は、次の各号に掲げる率とする。 （１）　法第451条第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の１ （２）　法第451条第2項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の２ （３）　法第451条第３項の規定の適用を受けるもの　100分の３ （環境性能割に関する申告納付） 第27条の５　環境性能割の納税義務者は、法第454条第１項各号に掲げる３輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 ２　３輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による報告書を町長に提出しなければならない。 （環境性能割の減免）

改正後	改正前
	第27条の６　町長は、次の各号のいずれかに該当する３輪以上の軽自動車のうち必要があると認めるものに対し、環境性能割を減免することができる。 （１）　公益のため直接専用するものと認められる３輪以上の軽自動車 （２）　身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する３輪以上の軽自動車（身体障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活をする者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで生活をする者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（１台に限る。） （３）　その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである３輪以上の軽自動車 （４）　その他特別の理由があると認められる３輪以上の軽自動車
	２　前項第２号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長が必要と認める書類を提示しなければならない。
	３　第１項第３号の規定により環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該３輪以上の軽自動車の提示（町長が、当該３輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。
	４　第18条第３項の規定は、第１項の環境

改正後	改正前
（軽自動車税の課税免除） 第27条の３　軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、軽自動車税を課さない。 （軽自動車税の税率） 第28条　軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）～（３）（略） （軽自動車税の納期） 第29条　軽自動車税の納期は、５月11日から同月31日までとする。 ２　（略） （軽自動車税に関する申告） 第30条　軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、法第452条　の規定により施行規則で定める様式（以下この条において「施行規則で定める様式」という。）によって、必要事項を記載した申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 ２・３　（略） （軽自動車税に関する報告） 第31条　法第444条第１項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。 （軽自動車の減免） 第32条　町長は、次の各号のいずれかに該	性能割の減免について準用する。 （種別割　の課税免除） 第27条の７　軽自動車等のうち商品であって使用しないものに対しては、種別割　を課さない。 （種別割　の税率） 第28条　種別割　の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 （１）～（３）（略） （種別割　の納期） 第29条　種別割　の納期は、５月11日から同月31日までとする。 ２　（略） （種別割　に関する申告） 第30条　種別割　の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、法第463条の19の規定により施行規則で定める様式（以下この条において「施行規則で定める様式」という。）によって、必要事項を記載した申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。 ２・３　（略） （種別割　に関する報告） 第31条　法第444条第１項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する軽自動車税の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。 （種別割　の減免） 第32条　町長は、次の各号のいずれかに該

改正後	改正前
当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免することができる。 （1）～（4）（略） 2　前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、町長に提出しなければならない。 （1）～（8）（略） 3　第18条第３項の規定は、第１項の規定による軽自動車税の減免について準用する。 （原動機付自転車等の標識の交付等） 第33条（略） 2　法第443条第３項ただし書又は法第445条の規定によって、軽自動車税を課することができない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第３項ただし書又は法第445条の規定によって、軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。 3～5（略） 6　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったと	当する軽自動車等のうち必要があると認めるものに対し、種別割　を減免することができる。 （1）～（4）（略） 2　前項の規定により種別割　の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、町長に提出しなければならない。 （1）～（8）（略） 3　第18条第３項の規定は、第１項の規定による種別割　の減免について準用する。 （原動機付自転車等の標識の交付等） 第33条（略） 2　法第443条第３項ただし書又は法第445条の規定によって、種別割　を課することができない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割　を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第３項ただし書又は法第445条の規定によって、種別割　を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。 3～5（略） 6　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有若しくは使用しないこととなったと

改正後	改正前
き又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	き又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
７・８（略）	７・８（略）
附　則	附　則
１～15（略）	１～15（略）
	（環境性能割の賦課徴収の特例）
	16　環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第６条から第９条の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。
	（環境性能割の課税免除）
	17　当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。
	（環境性能割の減免の特例）
	18　町長は、当分の間、第27条の６の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める３輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。
	（環境性能割の申告納付等の特例）
	19　第27条の５の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「県知事」とする。
	（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）
	20　町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。
	（環境性能割の税率の特例）
	21　営業用の３輪以上の軽自動車に対する

改正後	改正前
	第27条の４の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
	第27条の4第1号 100分の1 100分の0.5 第27条の4第2号 100分の2 100分の1 第27条の4第3号 100分の3 100分の2
	22　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第27条の４第３号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の３」とあるのは「100分の２」とする。
（軽自動車税の税率の特例） 16　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項から第19項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	（種別割の税率の特例） 23　法附則第30条第１項に規定する３輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（以下「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の種別割に係る第28条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第28条第2号ア 3,900円 4,600円 6,900円 8,200円 10,800円 12,900円 3,800円 4,500円 5,000円 6,000円	第28条第2号ア 3,900円 4,600円 6,900円 8,200円 10,800円 12,900円 3,800円 4,500円 5,000円 6,000円
17　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和７年４月１日から令和10年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を	24　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる３輪以上の軽自動車に対する第28条の規定の適用については、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を

改正後	改正前
受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	受けた日の属する年度の翌年度分の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第28条第2号ア　3,900円　1,000円 6,900円　1,800円 10,800円　2,700円 3,800円　1,000円 5,000円　1,300円	第28条第2号ア　3,900円　1,000円 6,900円　1,800円 10,800円　2,700円 3,800円　1,000円 5,000円　1,300円
18　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける３輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和８年度分の軽自動車税に限り、第28条第２号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。	25　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける３輪以上の法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、第28条第２号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。
	26　法附則第30条第４項の規定の適用を受ける３輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第28条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和７年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、第28条第２号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。
（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）	（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

改正後	改正前
19　（略）	27（略）

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2　この条例による改正後の開成町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の日前の３輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。